

狛江市長

松原俊雄様

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会答申（総合的評価）

令和2年6月15日付け狛企政発第000193号にて狛江市長より諮問のあった「市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施及びそれに伴う今後の推進の検討と改善に関する事項」について、当審議会において検討を重ねた結果、別紙のとおり答申としてまとめましたので、報告いたします。

令和3年2月25日

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会委員

会長	奥村隆一
副会長	石田琢智
委員	大塚隆人
委員	島本和彦
委員	松崎学
委員	平川亮二
委員	深谷慎子
委員	内海貴美
委員	穴戸泉
委員	篠宮悠子
委員	西智子
委員	野口潔人
委員	伊東達夫
委員	伊藤秀親
委員	森早矢香

令和2年度 市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価と提言について

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会は、市長より諮問を受け、狛江市の市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価を実施し、あわせて、これまでの現状分析と評価によって抽出された課題解決に向けた方策を提言としてまとめた。

市として、様々な施策のより良い実施を目指して試行錯誤し続ける姿勢をもって、参加と協働の推進をお願いし、以下2つの提言をもって、当審議会の答申とする。

なお、狛江市の市民参加と市民協働に関する基本条例は制定から15年以上が経過することから、以下の提言等も参考にさせていただき、今までの実績等も踏まえ、条例や条例等に基づく制度等を今後検証していただくとともに、今年度新たな課題として直面したコロナ禍による新しい生活様式を視野に入れていただきたい点を申し添える。

■ 提言1. 幅広い層に向けた市民参加の促進

市民参加促進の手法として、市民参加を求める行政活動の内容に合わせ、特に求める世代・分野等のターゲットとなる市民に直接働きかける仕掛け・工夫などの検討や無作為抽出制度の積極的な活用、ハイブリット形式での審議会等の開催など参加手法の多様な選択肢の設定等により、市民が市政への関心を持つ機会にも繋げていくとともに、参加しやすい仕組みを作っていただきたい。また、市民が行政活動を知り、意見等を示す機会については、市民の積極性に頼るだけではなく、行政からの積極的な働きかけもお願いしたい。そのためにも改めて職員への意識醸成に努めていただきたい。

新型コロナウイルス感染症の影響により、当審議会も今年度に入りオンライン会議を実施したが、新しい生活様式に合わせた市民参加手続き方法についても整理し、コロナ禍においても市民参加の機会を安定して確保していただくとともに、この機会を契機として、市民参加の低い現役世代への参加にも繋げていただきたい。

■ 提言2. 推進強化のための協働意識の向上、各種制度等の検証

財政的支援、共催・後援等については一定の実績が見られるが、一方で、市民協働事業提案制度の提案件数は少なく、特に行政提案型については、庁内において応募の実績が数年ない状況となっている。例えば、市民協働事業の予算に優先度を与える、職員が市民協働を推進することにより評価される仕組みを作る、以前市の若手職員が参加した「狛江☆サミット」へ職員が参加するなどの手法により、庁内における推進体制を強化していただきたい。また、市民に向けては市民協働事業提案制度等の各取組みに関する情報に加え、市民協働による意義や効果等についても併せて発信していくことが重要である。なお、市民協働事業提案制度については、今までの実績等を踏まえ、より活用される制度となるよう改善を図っていただくとともに、こまなくほ1234においては、市民協働事業の主体となる新たな担い手の掘起しやマッチング等に努めていただき、両者の連携により推進していただきたい。

また、市民協働の推進にあたっては、協働相手となる市民公益活動団体の成長・発展も重要であることから、市民公益活動事業補助金やこまなくほ1234の各種事業等市民活動への支援内容についても、市民公益活動団体にとってより有益な支援に繋がるよう検証・検討していただ

きたい。一方で、市民公益活動団体に限らず、市民、事業者等様々な主体が協働相手となり得ることから、市で示す市民協働の考え方について併せて検証することも必要と考える。

第一章 総合的評価について

狛江市（以下「市」という。）は、平成 15 年 4 月に「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」（以下「基本条例」という。）を施行し、以降、様々な市民参加手続きと市民協働事業を実施してきた。

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会（以下「審議会」という。）は、基本条例の第 30 条第 1 項の規定により設置され、同条第 2 項の規定により、市長から以下のとおり、諮問を受け調査及び審議を行っている。

（1）市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施。ほか、市民参加と市民協働の推進の検討と改善

（2）市民参加の手続きの方法及び市民協働事業の提案に関する事項

本総合的評価は、第 1 号の諮問を受け、実施するものである。答申の提案等については、平成 31 年度と令和 2 年度上半期までの現状分析と評価を行い、抽出された課題の解決に向けた方策を提言等としてまとめている。

第二章 市民参加の評価

1. 平成 31 年度の市民参加の実施状況

（1）市民参加手続き等の種類

市民参加の定義：

「行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまで、市民が様々な形で参加すること」（基本条例第 2 条第 1 号）

市民参加に関する具体的な手続き

- 1 審議会等（基本条例第 2 章第 2 節）
- 2 パブリックコメント（同第 3 節）
- 3 公聴会（同第 4 節）
- 4 その他の市民参加手続き（説明会、ワークショップ、フォーラムまたはシンポジウムなど）（同第 5 節）

（2）市民参加の実施状況等

◆審議会等

（公募市民委員の充足率）

83.2%（平成 29 年度は 83.9%、平成 30 年度は 80.0%）

前年度より上昇しているが、後期基本計画で定める目標値（平成 31 年度 85%）は未達成（公募市民委員の女性割合）

49.4%（平成 29 年度は 48.8%、平成 30 年度は 49.3%）

引き続き男女の割合が大きく偏ることのないよう努めてほしい。

(審議会等の公開)

原則公開。今後も開かれた市民参加の機会が確保されるよう努めてほしい。

(会議録の公表と公表時期について)

法令または条例で非公開とされている理由以外で非公表となっていた会議があり、また、会議録の公表時期については、「期間内に公表できなかった」「一部期間内に公表できなかった」が見受けられる。さらなる改善の努力が望まれる。

◆パブリックコメント

11 事業（平成 30 年度：6 事業）

施策事業によっては多くの意見が提出されているものもあるが、反映された・取り入れられた件数としては少ないものが多い。多くの意見を集めることができるよう引続き工夫が必要である。

◆公聴会

平成 17 年 1 月に、ゴミの有料化問題に関する公聴会以来実施されていない。

◆その他の市民参加手続き

23 件（平成 30 年度：17 件）

内訳：市民説明会 15 件（平成 30 年度 14 件）、市民フォーラム 2 件（平成 30 年度 1 件）、シンポジウム 2 件（平成 30 年度 0 件）、その他 4 件（平成 30 年度 2 件）

参加者数が 0 名、又は少ないものもあるが、市民フォーラムやシンポジウム等多様な形態での実施により、人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例・狛江市生物多様性地域戦略に関するもの等参加者が多いものもあり、内容によっては市民の関心の高さが感じられる。引続き、市民モニター制度の活用や施策事業の効果的な周知等により、より一層の推進を期待する。

(3) 市民モニター

情報発信：19 件（平成 30 年度：9 件）

アンケート調査：1 件（平成 30 年度：6 件）

市民モニターに多くの情報発信がされているが、更なる活用を期待する。

(4) 審議会等の委員アンケート集計結果

平成 31 年度に市の審議会等に参加していた公募市民委員を対象に行ったアンケート結果の特徴は次のとおりである。

- 1 回答者の年代は 60 代が 28%と最も多く、続いて 70 代が 23%、40 代が 19%であった。
- 2 会議の審議内容については「充実していた」は前年度より上昇し 81%であった。また、会議において「十分発言できた」と感じた方は 63%を占めており、「意見が取り入れられた」と思う方は 66%と前向きに捉える方が多かった。
- 3 会議への参加については、90%が「良かった」と述べている一方、今後「積極的に応募したい」は前年度より減少し 51%であり、その理由として「多くの市民に参加して

ほしい」が68%であった。

若い年代等幅広い年代の委員の確保や参加経験のない市民の審議会等への参加機会の提供に向けて、引続きより良い実施方法を目指してほしい。

2. 市民参加の実施等に係る評価

(1) 市民参加手続きの周知・普及

市民参加手続きの実施については、担当部署において適切に実施されていると感じられる。一方で、市民の参加実績が低いものも見受けられるため、様々な媒体を活用しての市民への周知・普及等に一層取り組んでいただきたい。

(2) 無作為抽出制度の一層の活用

平成31年度については、公募市民委員充足率が前年度比で上昇しており、無作為抽出制度の活用によって、審議会等委員の充足への効果は出ていると感じる。また、当審議会において当制度により選出された委員からも、無作為抽出による委員募集は、参加の後押しになっている点が評価されている。しかしながら、委員の性別や年代については偏りも見受けられるため、より多様な意見を聴取することができるよう、無作為抽出制度の活用方法については引続き検討していただきたい。また、公募市民委員充足率が上がるよう、活用を推進していただきたい。

第三章 市民協働の評価

1. 平成31年度の市民協働の実施状況

(1) 市民協働事業の種類

市民協働の定義：「市の実施機関と市民公益活動を行う団体が行政活動等について共同して取り組むこと」（基本条例第2条第2号）

市民協働事業の種類

- 1 財政的支援
- 2 参入の機会提供
- 3 共催・後援
- 4 意見交換・情報交換

(2) 市民協働の実施状況等

◆財政的支援

38件（平成30年度：37件）

支援団体数：154団体（平成30年度：136団体）

事業数、支援団体数ともに前年度より増加している。

◆参入の機会提供（委託、協定等）

49件（平成30年度：45件）

協定により実施される市民協働事業提案制度については、市民提案型事業2団体、行政提案型事業2団体がそれぞれ次に掲げる協働事業を実施した。

(市民提案型)

- ・東京オリンピック・パラリンピックに向けた気運醸成のための取組
- ・ラグビーワールドカップ 2019 に向けた気運醸成のための取組

(行政提案型)

- ・子ども向け平和祈念事業案内リーフレットの作成
- ・出生届記念品の作成

◆共催・後援

214 件（平成 30 年度：210 件）

◆意見交換・情報交換

17 件（平成 30 年度：14 件）

フォーラムや懇談会、意見交換会といった既存の取組方法だけでなく、平成 31 年度についても体験型のワークショップやシンポジウムなど、工夫して市民参加の推進に取り組んでいた。

2. 市民協働の実施等に係る評価

(1) 「市民協働事業提案制度」の促進

令和 2 年度に向けた市民提案型市民協働事業については、平成 31 年度の採択件数は新規団体からの提案による 2 件であった。一方で行政提案型市民協働事業については、庁内において提案自体がなかったことから、庁内における市民協働の機運を更に醸成していく必要がある。

また、こまえくぼ 1234 においては、団体の相談に応じて適切な支援が行われていることから、市と団体とのマッチングの機能を担う等市との連携によって公益性の高い提案事業の推進に取り組んでいただきたい。

(2) 市民協働に関する情報発信の充実

市民協働に関する情報提供は極めて重要であり、これで十分ということはない。今後の情報発信は、こまえくぼ 1234 の取組とともに、行政においても様々な媒体を活用して市民にとって有用な情報を発信できるよう取組方法を検討し、市民協働事業件数増へ繋げていただきたい。

以上